選挙運動用自動車運送契約書

選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と 　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的 公職選挙法第 １４１ 条に基づき選挙運動のために使用

２　車種及び 車 種

登録番号 登録番号

３　台　　数　　　　 台

４　使用期間 令和　　年　　月　　　日から

令和　　年 　　月　　　日まで （　日間）

５　契約金額 円

内訳 １日 　　　　　　円× 　　日間

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いの町議会議員及びいの町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づきいの町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、いの町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙はいの町に請求できない。

７　その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 　日

甲 　 選挙候補者

住　　　所

氏　　　名 ㊞

　　　　　　　　乙 　住　　　所

　　　　　　　　　 　名　　　称

　　　　　　　　　 　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞